

四日市市都市計画法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 29 号

四日市市都市計画法関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市都市計画法関係手数料条例（平成 12 年四日市市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>四日市市都市計画法等関係手数料条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）<u>及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）</u>に基づき本市が行う事務に伴い徴収する手数料に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>四日市市都市計画法関係手数料条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づき本市が行う事務に伴い徴収する手数料に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後			
別表（第 2 条関係）			
事務の種別	名称	規模	金額
（略）			

<p>1 1 都市計画法施行規則 （昭和44年建設省令第49号）第60条に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付</p>	<p>（略）</p>		
<p>1 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく検査（同法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、同法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったものとみなされたものの検査に限る。）の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法に関する工事中の中間検査申請手数料</p>	<p>盛土又は切土をする土地の面積が0.05ha以内のとき 0.05haを超え0.1ha以内のとき 0.1haを超え0.2ha以内のとき 0.2haを超え0.3ha以内のとき 0.3haを超え0.5ha以内のとき 0.5haを超え1ha以内のとき 1haを超え2ha以内のとき 2haを超え4ha以内のとき 4haを超え7ha以内のとき 7haを超え10ha以内のとき 10haを超えるとき</p>	<p>4,400円 4,500円 4,700円 5,000円 5,500円 6,400円 8,500円 12,000円 19,000円 27,000円 45,000円</p>

改正前

別表（第2条関係）

事務の種別	名称	規模	金額
(略)			
1 1 都市計画法施行規則 (昭和44年建設省令第49号) 第60条に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付	(略)		

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

(都市整備部開発審査課)